

「ご縁旅×美肌旅 しまね観光ガイドブック」制作業務 提案競技仕様書

1. 目的

「ご縁」「美肌」をはじめとした島根県の観光資源の魅力を、県外からの観光客にもわかりやすく伝えることで、島根の観光地としての認知度向上と来訪意欲の増進、周遊促進に繋げるため、「ご縁旅×美肌旅 しまね観光ガイドブック」（以下、「ガイドブック」という）を制作する業務を実施する。

2. 業務名

「ご縁旅×美肌旅 しまね観光ガイドブック」制作業務

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 委託上限額

12,337,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全て（企画費、デザイン費、打ち合わせ費、取材費、印刷製本費、納品費用等、業務に係る全ての費用）を含む。

5. 業務の内容

（1）ガイドブックの制作

①仕様・印刷部数

ア 規格

- ・ B5判
- ・ 40ページ（表紙・裏表紙含む）
- ・ フルカラー
- ・ マット紙90kg

イ 発行部数等

(ア)年間発行部数 18万部

(イ)発行部数内訳（予定）

・VOL. 35

初版：6月下旬発行予定 4.5万部発行

第2版：9月下旬発行予定 4.5万部発行

・VOL. 36

初版：12月中旬発行予定 4.5万部発行

第2版：3月中旬発行予定 4.5万部発行

※各版の印刷部数については、提案内容や配布時期を踏まえ、県と協議の上、詳細を決定する。

※納品については、納品方法やスケジュールを県と別途協議の上、決定する。

②制作方針

- ア 島根県の観光総合情報誌として、島根県の観光資源の認知拡大と来訪意欲の増進を図る内容・構成とすること。
- イ 初めて島根を訪れる県外からの観光客を念頭に、幅広い年代の女性層に加え、ファミリー層、パートナー層をターゲットとして想定すること。そのため、女性層の興味・関心を高める表紙デザイン、誌面構成を基本としつつ、ファミリー層やパートナー層が楽しめる内容も掲載するよう工夫すること
- ウ 出雲地域、石見地域、隠岐地域への周遊観光を促す工夫をすること。
- エ 各スポットの魅力が視覚的に伝わるよう、画像を大きく使うなど工夫をすること。
- オ 掲載内容については、原則通年使用できるものとするが、各号の第2版印刷時に、季節ごとの

イベントや県のキャンペーン等にあわせて、内容の一部修正、コンテンツの入れ替え（画像、記事等）を行うこと。

- カ 掲載しきれない情報については、「しまね観光ナビ(<https://www.kankou-shimane.com>)」等の観光ウェブサイトや施設ウェブサイト等へ誘導し、補うようにすること。
- キ 原則として掲載する画像、文章などの必要な素材は、受託者において撮影・取材、作成を行い、内容等の確認をとること。
- ク 掲載予定施設等への掲載の許可、掲載内容の確認を行うこと。
- ケ 原稿について、名称や電話番号、所在地、マップ等の事実関係の厳密な校正を行うこと。
- コ 表紙については印刷前に色校正を実施し、確認を行うこと。

③掲載する観光情報

- ア 「ご縁の国しまね」「美肌県しまね」の認知度拡大につながる情報、県が展開する観光キャンペーンの情報
 - ※内容、誌面構成等については県と協議の上決定する
- イ 出雲地域、石見地域、隠岐地域ごとに下記の情報をバランスよく掲載し、地域全体の魅力が伝わるように工夫すること
 - (ア) 主要観光スポット、おすすめスポット、体験スポット・アクティビティ、その他スポット（夕日スポット、絶景スポットなど）
 - (イ) 食（地元特産品等を使った料理・デザート・飲み物、地元推しの食材 など）
 - (ウ) お土産（地元食材を使ったお菓子・飲み物・加工品・調味料、地元産の工芸品など）
 - (エ) 温泉（各地域の温泉、温泉で楽しめるコンテンツ等の紹介）
 - (オ) “島根のかわいいお土産”や“おすすめ縁結びグッズ”、“おすすめクラフト”、“ユニークご当地グルメ”など、ターゲットの興味・関心を引く特集ページまたは記事
 - (カ) その他企画提案者が独自に提案する観光資源や観光情報
 - (キ) 観光スポット等の内容が、直感的にわかるよう工夫すること
 - ※例えば、名称の横に「見る」「食べる」等のアイコンを添付するなど
 - (ク) 観光スポット等の場所や問い合わせ先がわかる情報を掲載すること

④誌面構成（最終的なページネーションは、契約後に県と協議の上、決定する）

テーマ	コンテンツ	ページ数 目安
目次	目次、島根旅行への動機づけ（プロローグ）	2P
「ご縁も、美肌も、しまねから。」	島根県の強みである「ご縁」と「美肌」に関連する情報の紹介 ・「ご縁」「美肌」に関する観光資源の魅力をもとめて記載 ・美肌8温泉、島根と美肌の関係性についての記載 ・美肌宿・美肌体験等の観光コンテンツの紹介 ・地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業で改修した施設の紹介 （掲載コンテンツについては、県と協議の上、決定する） 【参考】「うるおい研究室」 https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/	10P
観光情報	・出雲地域・石見地域・隠岐地域の観光資源に関する情報 ・ターゲットの興味・関心を引く特集ページまたは記事 ※地域ごとに上記③イで示した情報を掲載し、地域ごとのページ数の配分は提案者から提案すること	24P
MAP等	県地図、交通アクセス情報等	2P

※上記のページ数に表紙・裏表紙は含まない

(2) 「日比谷しまね館」 デジタルサイネージを活用したガイドブックPRコンテンツの作成

島根県が運営する「日比谷しまね館」店頭に設置されているデジタルサイネージを活用し、来館者がガイドブックへの興味・関心を引くコンテンツを作成すること。

① 動画の構成

ア ガイドブック制作で使用した画像や撮影データ等を活用し、静止画メインの30秒から1分程度の長さとする。 (音声は非対応)

② 入稿仕様

日比谷しまね館の定める入稿規定に準じた仕様の動画とすること。主な仕様は次の通り。

・ 解像度、モニター比率

縦 4,446pix×横 1,920pix (比率が縦 1,080×横 1,920 のモニターを縦に4つ並べた配置)

・ データ形式

MP4

・ フレームレート

30fps 程度まで

・ データの容量

800MB まで

※内容や詳細な仕様については、県と協議を行い、決定したものに従うこと。

(3) 初期発送業務

成果品について、県が内容を確認したのち指定する配送先へ受託者から初期発送を行うこと。なお、初期発送分を除いた成果品は県庁観光振興課に納品するものとする。

※初期発送にかかる費用は全て委託費に含むものとする。また、発送先及び部数については変動するため、その都度県と協議のうえ対応すること。

① 初期発送部数の目安

各版約 15,000 部

② 発送先別の内訳目安 (令和6年度の初期発送実績を参考に算出)

東京都 23 区内 : 1,200 部

名古屋市 : 1,000 部

大阪市 : 1,000 部

広島市 : 200 部

松江市 : 1,200 部

浜田市 : 5,200 部

出雲市 : 3,400 部

大田市 : 200 部

安来市 : 400 部

江津市 : 400 部

雲南市 : 400 部

飯南町 : 200 部

川本町 : 400 部

津和野町 : 200 部

吉賀町 : 400 部

6. 著作権等

本業務により生じた著作権 (著作権法第27条及び第28条の権利を含む) その他の権利は、県に帰属するものとする。

7. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真等）は、下記媒体において無償で二次使用を可能とすること。

- ①県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- ②その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

8. 提出物

(1) VOL. 35・VOL. 36 ガイドブック印刷成果品（初版・第2版）

- ①印刷用高画質PDFデータ
- ②ホームページ掲載用PDFデータ（各版を発行後、速やかに県に提出すること）
- ③使用した全ての画像データ
- ④画像データの出典元を整理した一覧

(2) 日比谷しまね館デジタルサイネージ動画データ（MP4形式）

(3) その他、業務に係る成果物一式